

～電子申請未利用の事業主の皆さまへ～

電子申請導入に当たり『雇用保険電子申請アドバイザー』をご利用
ください！

雇用保険関係の手続きは、ハローワークの窓口書類を提出する方法に加えて、インターネットによる電子申請で行うことも可能です。

電子申請導入のための準備等について、大阪労働局から委嘱を受けた社会保険労務士が専門のアドバイザーとして、電話相談や出張相談を行います。

さあ、時代は電子申請！この機会に、『雇用保険電子申請アドバイザー』を是非ともご利用ください！

(大阪労働局 委嘱) 雇用保険電子申請アドバイザー

【初めての電子申請相談ダイヤル】 TEL 06-7663-6040

ご利用時間 9:00～12:00

13:00～17:00

【土・日・休祝日・年末年始休み】